資料11-4-1

令和３年度（2021 年度）　有料老人ホーム実地検査の結果について

１　実地検査結果概要

検査施設数	指導施設数			指導事項件数		
		文書指導施設数	口頭指導施設数		文書指導件数	口頭指導件数
43	16	3	14	23	4	23

※　未届け有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の登録受けている有料老人ホームを含む。

※　指導施設数について、文書及び口頭の両方の指導を受けている施設１個所あり。

２　主な指導内容

（１）文書指導

ア　規模及び構造設備（１）　【※括弧内の数値は指導件数を示す】

建物は入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造とすることとし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。

イ　職員の配置（２）

(ｱ)　職員の配置については、入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、その呼称に関わらず、管理者、生活相談員、栄養士及び調理員を配置すること。

(ｲ)　入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。

ウ　医療機関との連携（１）

入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。また、あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。

（２）口頭指導

ア　規模及び構造設備（１）　※上記（１）文書指導と同様につき省略

イ　職員の配置（３）　※上記（１）文書指導と同様につき省略

ウ　医療機関との連携（１）　※上記（１）文書指導と同様につき省略

エ　職員の研修（３）

職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。

オ　運営懇親会の設置（２）

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置すること。ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあっては、この限りでない。

カ　身体的拘束等の適正化（２）

(ｱ)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(ｲ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ｳ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

キ　衛生管理（１）

感染症や食中毒が発生し、又はまん延しないよう措置を講じること。

ク　事故発生の防止及び発生時の対応（３）

(ｱ)　事故が発生した場合の対応、(2)に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(ｲ)　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(ｳ)　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(ｴ)　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(ｵ)　入居者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに道及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

(ｶ) (ｵ)の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録すること。

ケ　金銭等管理（４）

設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。

コ　重要事項の説明等（１）

重要事項説明書は、老人福祉法第 29 条第７項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付するとともに、入居希望者が、契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。

サ　苦情解決の方法　（１）

入居者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、設置者において苦情処理解決体制を整備するとともに、外部の苦情処理機関について施設内の見やすいところに常時掲示するなどして入居者に周知すること。

シ　変更届　（１）

厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。